

この仕様書は、岩手県が保有する航空機の J A 4 1 2 X【ぎんが】耐空証明検査整備（以下「整備点検」という。）に適用する。

1 目的

耐空証明書の取得。

2 受注者の資格

- (1) 航空法による「事業場の認定」を有する者。
- (2) 航空機製造事業法による「事業の認可」及び「修理方法の許可」を受けた者。
- (3) 過去において当該型式航空機の整備実績がある者。

3 整備一般

(1) 技術基準

整備点検を実施するに当たり、関連整備作業に適用する技術基準は、次に示すとおりとする。

ア 航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）及び耐空性審査要領（昭和41年10月20日付け空検第381号）

イ 機体の製造者が発行する最新の整備手順書等技術文書

ウ 機体に装備する発動機製造者が発行する最新の整備手順書等技術文書

エ 機体及び発動機に装備する部品の製造者が発行する最新の整備手順書等技術文書

オ 耐空性改善通報(TCD)等の技術通報

カ 本機特殊装備品及び改修部位の整備については承認図面及び補足整備手順書等技術文書

キ その他受注者側整備基準書

(2) 機体の授受及び領収

ア 発注者は、航空機を受注者の整備点検場所に搬入し、受注者に引き渡すものとする。

イ 受注者は、発注者から航空機の引き渡しを受けるときは、これに立ち会い、確認し、発注者に受領書を交付すること。

ウ 受注者は、航空機の引き渡しを受けた後は、厳格な管理の下、航空機を整備点検以外に使用又は利用してはならない。

エ 機体の領収は、受注者の整備点検完了後、発注者が検査を行い、その検査に合格したときとする。

(3) 整備日程

ア 受注者は、契約締結後、5日以内に当該仕様書に基づく整備点検の工程表を発注者に提出し、発注者の承認を得ること。

イ 受注者は、整備点検工程表の変更が必要な場合は、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うこと。

4 基本整備

(1) 一般

ア 本仕様書 3 (1) に示す技術基準及び別添「耐空証明検査整備点検内容詳細」(以下「点検内容詳細」という。)により実施するものとする。

イ T C D、S B 等による改修及び点検は、発注者と協議のうえ実施するものとする。

(2) 整備点検作業等 (詳細は点検内容詳細による)

ア 整備点検作業 (年次点検を含む) 別表 1 のとおり

イ 技術指示事項 別表 2 のとおり

ウ 要求作業事項 (その他の作業) 別表 3 のとおり

エ 使用油脂類 別表 4 のとおり

(3) 耐空証明検査等

本整備完了後、耐空証明検査に合格すること。(受検等の一切の手続き、費用負担は、受注者が行うものとする。)

5 追加整備

追加整備作業は、次に示す作業とし、中間検査後別途協議するものとする。

(1) 機体搬入時に追加整備が必要と認められた作業

(2) 点検、分解検査の結果必要と認められた作業

6 部品、材料、治工具、燃料等

(1) 整備点検に必要な部品、材料、治工具、燃料、油脂類は受注者側が準備するものとする。

(2) 機体受け入れ時の残燃料、潤滑油、作動油の取扱は両者協議の上、処置するものとする。

(3) 整備点検に必要な航空燃料並びに航空機空輸に必要な航空燃料は受注者が準備するものとする (花巻空港給油分を除く)。

7 検査

(1) 検査は、発注者による中間検査及び領収検査 (書類検査、地上検査、飛行検査及び数量検査) とする。

(2) 検査における可否の判定基準は、契約条項、仕様書、点検内容詳細及び関連技術基準によるものとする。

8 提出書類

受注者は、次の書類を作成し発注者に提出するものとする。

(1) 工程表 1 部 (契約後 5 日以内)

(2) 機体受領書 1 部 (機体搬入以降)

(3) 整備着工届 1 部 (機体搬入以降)

(4) 整備完了届 1 部 (整備完了後)

(5) 領収検査申請書 1 部 (整備完了後)

